

公立大学法人神戸市看護大学大学院外国人研究生規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第16号

公立大学法人神戸市看護大学大学院外国人研究生規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学大学院外国人研究生規程（2019年4月規程第96号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、神戸市看護大学大学院学則（2019年4月学則第2号）第32条第3項の規定に基づき、外国人研究生（外国人で大学院において<u>研究計画</u>に基づき、指導教員のもとで研究する者をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(出願資格)</p> <p>第3条 外国人研究生の出願ができる者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(出願手続)</p> <p>第4条 外国人研究生の出願をする者は、次に掲げる書類に入学選抜料を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>健康診断書（日本の医療機関又は保健所で発行されたもの）</u></p> <p>(5) <u>研究計画書（日本語）</u></p> <p>(6) <u>外国公館又は大学において適当と認める団体からの推薦書</u></p>	<p><u>履修計画</u></p> <p><u>いずれにも</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) <u>志願理由書（日本語）</u></p> <p>(5) <u>出身大学の指導教員又はこれに代わる者と学長が認めるものによる</u></p>

<p>(7) 日本語能力を証明するもの（日本語能力試験<u>1級</u>又はこれと同等以上の能力を証するもの）</p> <p>(8) 略</p>	<p>(6) <u>のレベルがN2</u></p> <p>(7)</p>
--	--------------------------------------

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。